核抑止と核軍縮 — フランスからの視点

ブルーノ・テルトレ

差し迫った軍事的脅威に直面していないフランスのような中規模国が、なぜ 核兵器を保持したがるのであろうか。端的に答えれば、核兵器を保有し続ける ことは、それを廃棄するよりも費用対効果が高いと判断されているから、とい うことになる。フランス政府は、将来の潜在的脅威の存在は、本件に関する慎 重さと保守的姿勢を正当化すると信じており、拡大抑止のみに依存する意思は なく、今日の状況下での核の廃絶が信頼に足るものではないと判断している。

これに関して、フランスと核兵器保有5カ国中のもう一つの「小規模核保有国」である英国の間には、根本的な相違が存在する。フランスと英国は、1956年のスエズ危機から正反対の教訓を引き出した。フランスは、完全に独立した抑止力によってのみ、自国の安全保障と行動の自由を確保できると判断した。対照的に英国は、米国との一層緊密な協力こそが米国政府に影響を及ぼす最善の方法であると判断した。そのため、「核兵器の独立性」に対する両国の認識は異なり、フランス政府にとっては(高い財政コストを払っての)抑止の全要素の国内製造を含めた完全な独立性を意味し、英国政府にとっては(比較的コストが低い)作戦上の独立性で十分とみなされている。

核抑止に関するフランスの視点

2008年6月に発表された国防白書では、フランスの核政策に対する姿勢に実質的な変化は見られない。

フランス政府は、冷戦後の世界において、少なくともフランスにとって(国家の)「威信」や「地位」といった核兵器保有の政治的根拠は無意味と判断している。フランスが核保有国となった1950年代及び60年代には、ステイタスへの配慮が重要であったが、それはもはや核兵器を保有すべき理由とはみなされ

ていない。例えばフランスは、自国が核保有国となるはるか以前に国連安全保 障理事会の常任理事国であったし、それどころか、常任理事国としての立場 故、核不拡散を強化し国際安全保障を維持する特別な責任を負っているので ある。

他方でフランスは今日においても、安全保障上の理由から核抑止力を保持す る価値があると考えている。それには2つの要素がある。その第一は、フラン ス政府がよく「生命保険」機能と呼ぶものである。フランスの指導者及び専門 家の大半は、世界が急激に変化する可能性があり、15~20年後に欧州にとっ て重大な脅威が新たに出現するというシナリオもあり得ない話ではないと考 えている。2006年に当時のシラク大統領は、「現在の懸念事項や将来的な不安 を考慮すると、核抑止は依然として我が国の安全保障の基本を成す保証であ る1 と述べ、フランスは「国際体制の不測の変化や戦略的奇襲から自由ではあ り得ない2 と主張した。そうである以上、たとえ現時点でそうした重大な脅威 がなくとも、核兵器保持のコストが許容範囲にとどまる限り、現在保有してい る核兵器は維持した方がよいということになる。

ロシアや中国がいつの日か欧州の重大な脅威となるかもしれないという見 方は、フランス政界では決して退けられていない。ロシアは昔から、欧州の潜 在的脅威となりうる大国の筆頭に挙げられている。ロシア政府による欧州通 常兵器条約(CFE)の履行停止、中距離核戦力(INF)条約からの脱退示唆、 グルジアへの侵攻、及び近隣諸国への威嚇の試みなどは、戦略環境の予測不能 性を高める要素とみなされている。中国は、ロシアと比べて仮想的な脅威であ る。1999年に当時のジョスパン首相は、フランスの抑止力は「たとえそれが遠 方の脅威でも3| 重大な脅威に対抗できねばならない、と示唆した。中国がフ ランスの直接的脅威となる確実なシナリオを思い描くのは難しいが、フランス

Allocution de M. Jacques Chirac, Président de la République, lors de sa visite aux forces aérienne et océanique stratégiques, Landivisiau – l'Île Longue (Brest), 19 janvier 2006.

Allocution de M. Jacques Chirac, op. cit.

Allocution de M. Lionel Jospin, Premier Ministre, devant l'Institut des Hautes Etudes de Défense Nationale, Paris, 22 octobre 1999.

政府は将来的に、例えばアジアでの危機において、中国政府が核の脅威を遠回 しに用いてフランスの関与を阻止しようとするシナリオを懸念している。

核保有の第二の根拠は、他の地域大国が大量破壊兵器によってフランスを威 嚇したり、圧力をかけたりすることがないように保証することである。フラン ス政府関係者が懸念するのは、例えば特定の国家が、フランスによる軍事介入 を、仏本土への攻撃の脅しによって阻止しようとするようなシナリオである。 この概念は、「抑止対抗(counter-deterrence)」「脅迫対抗(counter-blackmail)」 と呼ぶことができるであろう。核能力を持ち弾道ミサイルで欧州を攻撃でき るイランが出現すれば、核に関する保守主義と核戦力の持続的な近代化に向け たフランスの全般的傾向は間違いなく強まるであろう。中国以外のアジアの 国々も、大陸間弾頭ミサイルを開発すればフランスにとって直接的な懸念材料 となりうる。北朝鮮などはまさにこのケースに該当する可能性がある。北朝 鮮のミサイルの射程距離が伸びれば、地理的な理由から米国本土より先に欧州 が射程圏内に入ることになる。

ミサイル防衛は、抑止に代替するものではなく、それを補完するものと見ら れている。シラク大統領は2006年、ミサイル防衛は「我が国の脆弱性の軽減を 通じ4人核抑止を補完するものになり得ると述べた。2008年にサルコジ大統 領も、「我が国が行動の自由を保つ上で、限定的な攻撃に対するミサイル防衛 能力は、核抑止に代替するものでなく、それを補うものとして有用と考えられ る5 と、同様の見解を明らかにした。

フランスの核抑止力は「死活的国益 | を守るためのものである。公式の定義 によれば、これには、「我が国のアイデンティティと国民国家としての存在、 とりわけ我が国の領土、国民、主権の自由な行使等の諸要素6|が含まれる。

フランスの死活的国益への攻撃は、脅威の性質や、その攻撃を行った国家、 用いられた手段を問わず、相手に「受け入れがたい損害」を与える核による反

⁴ Allocution de M. Jacques Chirac, op. cit.

⁵ Discours de M. le Président de la République, op. cit.

⁶ The French White Paper on Defence and National Security (Paris: Editions Odile Jacob, 2008), pp. 64–65.

撃をもたらすことになる。シラク大統領が2006年に行った演説中の有名な部分は、国家支援テロに言及したものであった⁷。同大統領は、テロ行為や大量破壊兵器は必ずしもフランスの死活的国益への脅威に当らないと考えられるが、死活的国益という一線が侵された場合(それが国家による攻撃であることが明白な場合)、フランスは核兵器の使用を辞さないことを明確にした。サルコジ大統領は2008年、シラクのテロに関する言及を明確に再確認することはなかったが、フランスの抑止は「どこからのもので、どのような形をとるにせよ、我が国の死活的国益に対する国家からのあらゆる攻撃⁸」から祖国を守るものであると明言した。

現在のドクトリンは、攻撃国の政治的、経済的、軍事的な「パワーの中心」を破壊するとの脅威を与えることで、抑止を成立させようというものである。それは同時に、フランスの意志や能力を見誤る敵に対して「抑止の回復⁹」を目的として限定的な攻撃(「核を用いた警告」)の脅威を与えるとの選択を含んでいる。フランス軍当局は2006年に、高高度核爆発電磁パルスによる攻撃もひとつの選択肢になり得ることを明らかにした。

フランスは「先行不使用 (no first use)」の採用を一貫して拒否してきたが、それは、そのような政策をとれば、核抑止が弱体化し、潜在的侵略国の計算を助けることになってしまうと信じているからである。これは、1995年に付与した消極的安全保証に留保条件を付けたことからも明らかである。フランス政府は核報復を、国連憲章第51条で認められた自衛権に矛盾しないものとみている。フランス政府は、(化学兵器及び生物兵器の不拡散も含め) 不拡散に向けた取り組みを自ら尊重しない国家に対しては、フランスによる消極的安全保証は適用されないと主張してきた。フランスは、「先行不使用」宣言はよくても無意味であり、最悪の場合は危険と考えている。大部分の国はそのような宣言を信用しないため、この宣言が国際的な安定や不拡散体制の強化に寄与す

⁷ Allocution de M. Jacques Chirac, op. cit.

⁸ Discours de M. le Président de la République, op. cit.

Discours de M. le Président de la République, op. cit.

るかどうかは疑わしい。また宣言を本気で信じている国々は、「先行不使用」 原則を掲げている核保有国に対し、核兵器以外の兵器(化学兵器、生物兵器、 通常ミサイルなど)でなら核報復の心配なく攻撃が可能という結論に至るかも しれない10。

フランス政府は、同国の核戦力は抑止のみを目的とすると繰り返し断言して いる。シラク大統領が2006年に述べたように「我々にとって核兵器は、決して 戦闘兵器ではない¹¹ 。サルコジ大統領は2008年、「自衛のための極度な状況 ¹² 」 においてのみ、核兵器の使用が考えられると述べた。1996年7月の国際司法裁 判所の勧告的意見の文言からとられたこの表現を使用した背後には、フランス において核抑止の役割が拡大したわけではないことを示す意図があった¹³。

核兵器関連のプログラムは、国防予算の約10%(装備品予算の20%)を占め る。2002年に議会が可決した2003年から2008年までの国防計画における核関 連予算は、年平均28億ユーロであった。2009年から2014年の計画において は、年平均33億ユーロと、複数の新システムの導入に伴い一時的に増加が見込 まれる。英国と異なりフランスは、今後数年間のうちに兵器システムについて 大きな決定を行う必要はなく、2020年から2025年頃までは、現行システムの小 規模な更新で、核戦力を維持できる見诵しである。

1996年の国防見直し以来、弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)の数は5隻 から4隻に削減された。うち3隻は常時配備サイクルにあり、少なくとも1隻 が常に哨戒にあたり、海洋での持続的抑止の維持を可能にしている。この戦力 を完全に稼動させれば、計48発のミサイルにおそらく計約250~260発の核弾 頭を搭載したSSBNが3隻使用できるようになる。公開情報によると、M45型ミ

¹⁰ 先行不使用への反論については、Bruno Tertrais "The Trouble With No-First-Use," Survival, vol. 51, no. 5 (October - November 2009)を参照。

¹¹ Conférence de presse conjointe de M. Jacques Chirac, Président de la République et de Mme Angela Merkel, Chancelière de la République Fédérale d'Allemagne à l'occasion de la rencontre francoallemande, Versailles, 23 janvier 2006.

¹² Discours de M. le Président de la République, op. cit.

^{13 2000} Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document, Volume I, NPT/CONF.2000/28 (New-York, 2000), p. 15.

サイルの射程距離は4000キロメートル以上であり、最大6発のTN75弾頭(各100~150キロトン級)を搭載できるが、一部の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)のペイロードはこれより少ない 14 。新型の第四世代SSBNは、同じくTN75弾頭を搭載した新型M51.1型SLBMを搭載できる。また2015年には、新型TNO弾頭を装備したM51.2型SLBMの導入が開始される。最大ペイロードでのM51の射程距離は6000キロメートルと報告されている。このミサイル(とくにM51.2型)は、ペイロードを軽減した場合、射程距離が大幅に伸びる(8000~9000キロメートル)可能性のあることが、多くの情報源により示唆されている。

またフランスは、核兵器の運用部隊として、ミラージュ2000Nを2個中隊、及び射程距離300キロメートルの空気吸込型ASMP空対地巡航ミサイルを搭載したシュペルエタンダール艦上攻撃機部隊を保有している。ASMPの後継ミサイルは、2009年に導入を開始した改良型ASMP空対地巡航ミサイル(ASMP-A)で、新型のTNA弾頭を搭載している。今後は次第にラファールが、ミラージュ2000N及びシュペルエタンダールの両機に取って代わるであろう。ASMP-Aの射程距離は300~400キロメートルと伝えられ、命申精度も従来型に比べ向上している。英国は冷戦終結以降、3つの戦略核戦力のうち1種類しか保有していないという専門家の指摘に対し、現状維持を望むアナリストは、英国のトライデントII潜水艦発射弾道ミサイルはフランスのM45やM51よりはるかに精度が高いことを強調する。こうしたアナリストは、英国政府の核政策を考えると航空機発射型の核兵器の必要性はさほど大きくないと指摘する。重大な脅威への対応にあたって英国は、おそらく北大西洋条約機構(NATO)全体が関与することになると想定しており、それには、自国のミサイルに加え、欧州諸国及び米国の航空機によって運搬される米国の核爆弾が含まれる。

サルコジ大統領が2008年3月に発表したように、現在フランスが保有する核 兵器は300発に満たない。これは米英が算定基準とする「実戦配備可能な兵器」のみを含むのではなく、備蓄総数である。1996年以降、フランスは「戦略」

¹⁴ 理論上、フランスのSSBN戦力は計288発の核弾頭を運搬できる(3隻が各16基のミサイルを配備、ミサイル1基当たり6発のTN75弾頭を搭載)。

システムという単一の分類の下に核兵器をまとめ、核計画・核作戦に柔軟件を 付与している。フランスとしては、いかなる核兵器の使用も今日においては極 めて重大な決断となるため、「非戦略」「準戦略」核兵器、あるいは「非戦略的」 「準戦略的」な核の使用という概念自体、もはや意味を成さないと考えている。 フランスは、そもそも、拡大抑止の概念自体に懐疑的であり、米国の核によ る欧州防衛の保証が信頼できないと考えたからこそ、独自の核兵器保有を選択 したのであった。

しかし冷戦終結によって、状況は大きく変化した。とくに欧州連合(EU)の 設立(1993年)以降、フランスの指導層は、自国の核抑止力が欧州を防衛する 上で暗黙の役割を果たしていることに次第に言及するようになっている。 2006年、シラク大統領は「欧州安全保障防衛政策(ESDP)の策定、EU加盟国 間における一層の利害の一致、及びそれら諸国間に今日存在する連帯故、フ ランスの核抑止はその存在自体により、欧州大陸の安全保障に欠かせない要素 となっている15」と述べた。サルコジ大統領も2008年にほぼ同じ言い回しを用 いたが、さらにリスボン条約に盛り込まれた「結束条項」により、フランスの 核抑止の存在が欧州に一層重要となっていることを示唆した。「フランスの核 戦力はその存在自体、欧州安全保障の重要な要素である。欧州に挑もうとする あらゆる攻撃者は、この点に留意せねばならない……欧州のパートナー諸国 の安全保障に対する我々のコミットメントは、ますます緊密化が進む(EUに おける)我々の団結の自然な帰結である16 とサルコジ大統領は述べている。

事実、フランス政府は、抑止の「集団的」側面という考え方を受け入れるよ うになってきている。核抑止を扱った1999年のNATO戦略概念の大部分につ いて、19カ国の合意が得られ、フランスは全てのNATO加盟国とともにこれに コミットすることになった。シラク大統領は2006年の演説で、「同盟国の防 衛 \mid は死活的国益の一つとなりうると言明した 17 。

¹⁵ Allocution de M. Jacques Chirac, op. cit.

Discours de M. le Président de la République — Présentation du SNLE Le Terrible, Cherbourg, 21 mars 2008.

¹⁷ Allocution de M. Jacques Chirac, op. cit.

フランスは現在、英国とも核兵器に関する成熟した協力関係にある。 2009年7月の英仏首脳会談で発表された公式声明には「両国の独立した核抑止 力は、厳密に防衛を目的とし、我々の死活的国益に対する脅威を抑止するため のものである。他方の死活的国益が脅かされることなく、両国いずれかの死活 的国益が脅かされるような事態は想定しがたい。我々は引き続き、戦略上なら びに安全保障上の文脈及びワシントン条約第5条に基づくコミットメントに 従って、最低限の核能力のみを保有していく。我々の核戦力は、欧州全体の安 全保障に寄与する18 と記されている。サルコジ大統領は、この数カ月前に 行った安全保障政策に関する演説の中で「これら核保有国の間の補完性……及 び欧州全体の安全保障19」を追求していることを明らかにした。

最後に、フランスがクウェート、カタール、アラブ首長国連邦などいくつか の湾岸諸国と、安全保障上の協定を締結していることに留意すべきである。こ れら協定の内容は公表されていないが、2008年のアブダビにおけるフランス の恒久的軍事基地開設は、同国に対する一種の安全保障の提供に相当すると言 えるであろう。これはフランスの核ドクトリンの変更を示唆するものではな いが、フランス政府は例えば、自国の核抑止がイランを含む湾岸地域の危機で 一定の役割を果たす可能性を排除してはいないのである。

核軍縮に関するフランスの視点

フランスはこれまで一度も、「三本柱」(不拡散、平和利用、軍縮)を核不拡 散条約(NPT)の基盤とみなそうとしなかった。むしろ第1条、第21条こそが 同条約の「核心」と考えており20、追加的な核軍縮措置のみによって、北朝鮮や イランの政策を変化させることが可能かどうかについては懐疑的である。「甘

¹⁸ Joint French-UK Summit Declaration — Defence and Security, 6 July 2009.

¹⁹ Allocution de M. le Président de la République à la conférence sur la sécurité, Munich, 7 February 2009.

²⁰ Jean-François Dobelle, "Second Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, Statement by H.E. Ambassador Jean-François Dobelle, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament, Head of the Delegation, "Cluster 1"," Geneva, 30 April 2008, p. 1.

い考えを持ってはいけない。核兵器削減を進めても、同条約を尊重するという 国際的コミットメントに違反する国々を説得することはできないであろう21/ というのが、フランスの基本的立場である。

フランスは自国の核政策が、核兵器国の核軍縮義務を規定したNPT第6条に 沿ったものであると考えている。2005年のNPT運用検討会議に参加したフ ランス代表団長は、フランスは「NPT第6条に基づくコミットメントの再確認 に取り組んで22 いると述べた。フランスは、自国の戦力を「十分性」(「最小限 抑止しにほぼ匹敵)の水準で維持し、「技術的に保持が可能な限りのあらゆる 核兵器システムを装備することはない23」という選択を行っている。他方、 NPT第6条に関する極めて限定的な解釈も採用している。フランスは、軍拡競 争の中止や一般的かつ完全な核廃絶といった同条項の多面的な性格を積極的 に強調し、生物兵器、化学兵器、通常兵器(小型武器や地雷を含む)の軍縮、 さらにはロシアにおける核脅威削減に対する支援に関するフランスの措置は、 第6条にかかわるフランスの貢献であるとみなしている24。フランス政府関係 者が好んで引き合いに出すのは、2000年のNPT運用検討会議で提起された「13 の措置 | ではなく、1995年のNPT運用検討会議での「2点目の決定(核不拡散 と核軍縮のための原則と目標) | である。サルコジ大統領が2008年3月のシェ ルブールでの演説で示した軍縮・核不拡散に関する政策課題は「核軍縮及び一 般的な完全軍縮の双方に向けた道へと前進する」ことを意図しており、第6条 の2つの側面の不可分性に言及している²⁵。2010年NPT運用検討会議準備委員

²¹ Gérard Errera, Discours prononcé par M. Gérard Errera, Secrétaire Général du ministère français des affaires étrangères à l'ouverture de la conférence Global Zero, Paris, 8 décembre 2008.

²² François Rivasseau, "2005 Review Conference of the State Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, General Debate, Statement by H. E. M. François Rivasseau, Ambassador, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament," New York, 5 May 2005, p. 7.

²³ Ministère de la défense, Secrétariat général de la défense nationale, & Ministère des affaires étrangères, Fighting Proliferation, Promoting Arms Control and Disarmament: France's Contribution, 2005, p. 64.

²⁴ François Rivasseau, Conférence des Etats Parties chargée d'examiner en 2005 le Traité sur la Non-Prolifération des Armes Nucléaires, Comité I, Intervention prononcée par S.E.M. François Rivasseau, Ambassadeur, Représentant Permanent de la France auprès de la Conférence du Désarmement, New-York, 19 mai 2005, p. 3.

²⁵ Dobelle, op. cit., p. 6.

会に派遣されたフランス代表団長は2009年、フランスは「NPT第6条に定めら れた目的に沿って、核軍縮及び包括的な完全軍縮に関する交渉に誠実に参加し た」と述べ、これによりとりわけ包括的核実験禁止条約(CTBT)及び化学兵 器禁止条約の採択をもたらしたと指摘した²⁶。

第6条に関するフランスの断固たる姿勢は、1990年以降、フランスが単独で 核軍縮を進めてきた事実によって証明されている。フランスは核兵器弾頭数 を、冷戦中の最多時から約50%削減した(600発から300発)。装備予算に占め る核兵器のシェアは、半減している(40%から20%)。政府は1985年以来、核 運搬手段の数を3分の1に削減している。フランスはNPTの核兵器保有5カ国 中で、地上発射弾道ミサイルを開発、配備したのち廃棄し、核実験場及び核分 裂物質製造施設を解体し、合計備蓄量を公開した唯一の国である。フランス政 府は2008年には各国外交官を、また2009年にはNGO及びジャーナリストを対 象として、計3回にわたり核分裂物質製造施設の視察を主催した。またNPTの 核保有5カ国中で初めて、CTBTのいわゆる「ゼロオプション」を正式に支持 し、1998年に英国とともにCTBTを批准した。

フランス政府は、自らが優先すべきとみなすいくつかの具体的措置を積極的 に強調している。フランスが提案する政策課題は、サルコジ大統領が2008年 3月21日にシェルブールで行った演説の中に示されている。サルコジは以下 の8つの政策課題を提起した。それは、CTBT批准、核実験場の解体、兵器用 核分裂物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉開始、核分裂物質の生産モ ラトリアム、NPTの核兵器国5カ国による透明性確保措置の確立、短距離・中 距離地対地ミサイル禁止条約の交渉開始、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かう ためのハーグ行動規範」の普遍化、及びその他すべての軍縮分野への全般的な 「動員」である²⁷。

フランスがさらに前進するには、戦略的安定性及び不拡散のための国際的枠

²⁶ Eric Danon, "Statement by H.E. Eric Danon Ambassador, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament, Third Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference," New-York, 4-15 May 2009, Chapter 1.

²⁷ Discours de M. le Président de la République, op. cit.

組みが維持されねばならず、また他の核保有国に協力する用意がなければなら ないであろう。シラク大統領が2006年に述べたように「全般的な安全保障環 境が維持され、前進に向けた意思が全員一致で共有されて初めて、我々は軍縮 への道を歩めるであろうことは明白である28」。サルコジ大統領は2008年、集 団安全保障と軍縮は「相互性」に基づくべきものと主張した²⁹。彼のイニシア ティブ実施により、さらなる軍縮に向けての望ましい雰囲気が生まれる可能性 があるが、このイニシアティブ自体がフランスを一層の核兵器保有量の削減に 導くとは考えられない。

米口のさらなる核兵器削減は、フランスにどのような影響を及ぼすであろう か。フランス政府代表は2005年のNPT再検討会議の席上、「(フランスの戦力 と米口の戦力間の) 不均衡がその性格を変えれば、フランスとして新たな結論 導き出すことも考えられる³⁰ との示唆を行っている。例えば、米国とロシア が各々計2000発まで核兵器を削減しても、フランスが自らの核兵器保有量削 減の必要性を感じるかどうか疑わしい。フランスは核兵器の運用に関して「カ ウンターフォース | (他国の軍事基地や弾道ミサイル等への攻撃) の考え方を 採用していないため、自国の核兵器保有量が他国の保有量によって決定される ことはないと説明してきた。ただし、米国の主導または同国の支持を受けて、 均衡のとれた多国間削減を進めるための本格的な提案がなされた場合、状況は 変わるかもしれない。フランスは政治的理由から――とくに英中仏の参加が、 米口が核削減を進める明白な前提条件となる場合――、核削減に向けた全般的 な動きに背を向けることはおそらくないであろう。フランスにとっての核兵 器の重要性を考慮すると、政府が核抑止を放棄するというのは、極端な憶測で ある。米国や他の同盟国と異なり、フランスの専門家や元政府関係者の中に核

²⁸ Allocution de M. Jacques Chirac, op. cit.

Discours de M. le Président de la République, op. cit.

³⁰ Conférence des Etats Parties chargée d'examiner en 2005 le Traité sur la Non-Prolifération des Armes Nucléaires, Comité I, Intervention prononcée par S.E.M. François Rivasseau (2005).

兵器廃絶を主張する者はほとんどいない31。

ではいかなる状況下であれば、フランス政府は核能力を手放すことができる であろうか。筆者は、米シンクタンクの「スティムソン・センター」の刊行物 の中で、考えられる4つのシナリオを提示した32。

【模範による廃絶】模範による核廃絶は、ほぼありえないシナリオである。 例えば英国が抑止力の放棄を決断しても、それだけで十分ではないであろう。 それによって想定される「模範効果」はほとんど確実に、フランスが欧州唯一 の核保有国になるという認識によって打ち消されるからである。そうなれば、 おそらくフランスは、責任感を抱くとともに、欧州大陸で新たなステイタスを 手にすることになる。米国が核兵器廃絶を決めれば、状況は異なるであろう。 しかしそれでもフランスは、問題となるのは同盟国の(核)戦力ではなく、敵 国のそれと主張するであろう。

【一方的核廃絶の決定】フランスの核政策に一貫して見られる特徴は、他国 がフランスに対し重大な軍事的脅威となりうる限り、核兵器を保有する必要が あるという主張にある。ド・ゴール大統領は1961年に「他国が我が国を破壊す る手段を持つ限り、(フランスは) 自国を防衛する手段を持つ必要がある³³ と 述べた。1998年にはジョスパン首相が、「一般的な完全軍縮が実現しない限 り、核兵器は(フランスにとって)必要であり続けるであろう34 と語った。 2000年にはシラク大統領が「危険が持続する限り、また核兵器のみでなく検証 を経た一般的な軍縮が実現しない限り、フランスは死活的国益への脅威から自 国を守る能力を保持する35 と述べている。とはいえ、フランスの安全保障に 対する重大な潜在的脅威が消滅するような状況を想像することは可能である。

³¹ まれな例外は、元首相2名及び元国防相1名を含む4名が連名で執筆した次の記事である。 Alain Juppé, Bernard Norlain, Alain Richard & Michel Rocard, "Pour un désarmement nucléaire mondial, seule réponse à la proliferation anarchique", Le Monde, 14 octobre 2009.

³² Bruno Tertrais, "French Perspectives on Nuclear Weapons and Nuclear Disarmament," Barry Blechman (ed.), Unblocking the Road to Zero (Washington, D.C.: The Henry M. Stimson Center, 2009) を参照。

³³ Press conference, 11 April 1961, in Charles de Gaulle, *Discours et Messages*, vol. III (Paris: Plon, 1970), p. 72.

³⁴ Discours du Premier ministre, M. Lionel Jospin, à l'Institut des Hautes Etudes de Défense Nationale, 3 september 1998.

³⁵ Jacques Chirac, entretien avec Armées d'Aujourd'hui, janvier 2000.

その前提条件となるのが、ロシアが完全な民主化を遂げ、基本的な価値観や政 策の面で「西洋陣営」にしっかり根を下ろすことであろう。第二の条件は、核 拡散が確実に「後退」することである。中東及び北アフリカの核拡散リスクが 消滅する必要がある。同時に、同地域における中距離・長距離弾道ミサイルの 開発も中止されねばならない。それでも、重大な脅威がすべてなくなるわけで はないが、そうなれば、核兵器の保持に伴う損益計算が大幅に変化するであろ う。米国が核抑止力を引き続き保持することも、フランスが核兵器ゼロへの決 断を行う上で役立つかもしれない。米国の欧州に対する拡大抑止は、今後も戦 略環境が突然劇的に変化した場合に「最後の砦」となり続けるであろう。言い 方を変えれば、逆説的ではあるが、もし米国が一方的に武装解除すればフラン スが核備蓄の放棄を決めることは不可能になるかもしれない。

【米主導のイニシアティブによる廃絶】フランスが米国の核廃絶イニシア ティブに追随するには、核拡散をめぐる国際環境が劇的に好転する必要があ る。おそらくCTBT及びFMCTの発効が求められるであろう。核拡散が検証可 能かつ明白な形で阻止され、核能力を持つすべての国が核兵器ゼロに向けた国 際的な動きに参加する用意をする必要がある。他方で、核兵器以外の安定性や 武装解除についても極めて大幅な進展が求められる。そのためには少なくと も、欧州通常兵器条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約といった手段を 完全に履行し維持しなければならない。弾道ミサイルの拡散に対する制限も 確保する必要があろう。そのためには保険的な政策として、大規模なミサイル 攻撃(当該ミサイルが運搬するペイロードを問わず)から欧州を効果的に防御 するNATOミサイル防衛体制が必要とされるかもしれない。フランスが核兵 器ゼロに向けた動きを検討するには、ロシアの民主化、ロシアとその近隣諸国 との関係改善、及びモロッコからパキスタンまでの大中東圏の政治的安定が、 間違いなく必要とされるであろう。

【核大国共同の廃絶イニシアティブ】フランスは、米国が単独で主導するイ ニシアティブには容易に抵抗できるが、ロシアと中国の両方がこのイニシア ティブに参加すれば政治的にはるかに抵抗しづらくなるであろう。中国の参 加は極めて重要と思われる。なぜなら中国の参加は、インドや、ひいてはパキ スタンに対する核兵器放棄への強力な圧力を意味するからである。こうした 劇的なシナリオでは、EU内でもほぼ確実に、フランスも流れに追随すべしと の強い圧力が生じるであろう。英国は協力する用意があると想定すれば、ドイ ツ、イタリア、スペイン、スウェーデンといった、核抑止に対する国民の支持 が元来決して強くない主要諸国から大きな圧力がかかるであろう(こうした圧 力を免れるのは、ロシアに対する長年の恐怖心を有するポーランドなど東欧諸 国やバルト諸国などの一部の国のみであろう。これら諸国は、米国の核による 保証がなくなった場合、英仏の核戦力に対する関心を高める可能性がある)。 欧州の主要な政治アクターの一つにとどまりたいというフランスの意志を考 盧すると、このような政治的圧力は抗しがたいであろう。その場合でもフラン ス政府は、核兵器廃絶の実行に先立ち、数年間は間違いなく核の存在の確保に 努め、主な核保有国 ――保有規模という点でとくに米ロ―― による具体的な軍 縮措置、及び効率的な検証手段がとられるという証拠が得られるのを待つと考 えられる*。

保守的と映るかもしれないが、フランスの立場は西側同盟諸国の中でさほど 孤立したものではない。2008年12月、EU27カ国は、主としてサルコジ大統領 の2008年3月のシェルブール演説を基盤とする核軍縮に関する行動計画に合 意した。2009年7月には、英仏政府が「とくに核分野において、軍備管理及び 軍縮に関し同様の熱望を共有し |、「より安全な世界の追求に取り組む | という 共同声明に合意した 36 。何より重要なこととして、その数日後には 68 首脳陣が 初めて「我々全員が、NPTの目標に従い、万人にとってより安全な世界の追 求、及び核兵器のない世界に向けた諸条件の実現に向け取り組む | という核廃 絶に関する共同声明に合意しているのである³⁷。

³⁶ "Joint French-UK Summit Declaration — Defence and Security," 6 July 2009.

³⁷ "L'Aquila Statement on Nonproliferation," 8 July 2009.